なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が22箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、豊橋市の中心市街地をバイパスする道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保と現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の道路等を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和49年5月8日、昭和61年6月6日及び平成3年11月25日に都市計画決定された都市計画と、側道部、一部区間の幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、豊橋市の中心市街地をバイパスする道路の整備により、所要時間の短縮及び定時性の確保を図るとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、豊橋市長を会長とする国道23号豊橋・豊橋東バイパス建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　愛知県豊橋市役所及び豊川市役所

○海上保安庁告示第十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域　北緯三三度三〇分東経一三四度、北緯三二度東経一三四度四五分、北緯三三度東経一三六度三〇分、北緯三四度東経一三五度四五分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ 期間　平成二十四年一月二十一日から平成二十四年一月二十八日まで

三 水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四 航行船舶に対する安全処置

イ 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ 四管区水路通報第五十一号（平成二十三年十二月二十一日発行）、五管区水路通報二号（平成二十四年一月十三日発行）

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	九・二〇～五四・〇〇（メートル）	五・八〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・二〇～五四・〇〇 二〇・二〇～九八・〇〇 B A	五・八六〇〇 五・八〇〇	
大洲市新谷乙五〇三番三から同市新谷乙四五二番六まで	前	九・一八～一六・五一	〇・二一八	
	後	九・六〇～三〇・三五	〇・二一八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十号	大洲市田口字北正山甲二九番一から同市若宮字ソウザン五一七番二まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所
〃	大洲市新谷乙五〇三番三から同市新谷乙四五二番六まで	〃

供用開始の期日　平成二十四年一月十九日

○北海道開発局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十九日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道松前郡福島町字松浦三八三番二一地内	前	二〇・〇六～五〇・八五（メートル）	〇・〇三二（キロメートル）
	後	三七・四三～五〇・八五	〇・〇三二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部